

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成19年5月18日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
（仮称）河道観光ショッピングセンター
長浜市十里町字一ノ坪1番ほか
- 2 提出された意見の概要
長浜市からの意見
既存住宅にも隣接していることから、騒音等の苦情が出ないように対策を講じてください。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1
財団法人滋賀県産業支援プラザ 大津市打出浜2-1 コラボしが21
滋賀県湖北地域振興局総務振興部地域振興課 長浜市平方町1152-2
長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町12番34号
 - (2) 縦覧期間 平成19年5月18日から平成19年6月18日まで